

社会福祉法人吉富町社会福祉協議会役員等報酬規程

(平成12年1月26日規程第1号)

改正 平成18年3月 3日規程第1号

平成20年2月29日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉富町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事及び評議員（その他の委員等を含む。）に支給する報酬に関して、必要な事項を定める事を目的とする。

(報酬)

第2条 役員等が本会の招集に応じ会議に出席した場合は報酬を支給する。

(支給額)

第3条 報酬の支給額は、日額3,000円とする。

(会長の報酬)

第4条 会長には、月額20,000円の報酬を支給する。ただし、報酬月額は、出勤日数に日額4,000円を乗じた額とし、出勤日数が5日を超えた場合は、予算の範囲内で5日を限度とする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年5月15日から適用する。

吉富町社会福祉協議会組織図

【役員・評議員・委員】

会 長 副 会 長 理事6名 監事2名 評議員11名

評議員選任・解任委員3名

福祉サービス苦情解決第三者委員2名

【本部】

事務局長 係長兼経理1名 経理担当1名 地域福祉担当2名

配食配達員登録パート2名

【地域包括支援センター】

管理者兼主任ケアマネ1名 社会福祉士1名 保健師1名

ケアマネージャー（嘱託職員）2名

【協力団体・機関】

- ・自治会長会 ・民生委員児童委員協議会 ・ボランティア「太陽の会」
- ・愛のネットワーク推進会 ・よしとみ健康づくりリーダー
- ・支え合い隊協議体（生活支援員） ・身体障害者福祉会 ・サロン支援員
- ・行政 ・日本赤十字社協賛委員 ・社会福祉法人 ・医療機関
- ・自立相談支援（困りごと）事業所 等

事 業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)～(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 日本赤十字事業
- (8) 生活福祉資金貸付事業及び町福祉資金貸付事業
- (9) 特例貸付債権管理事務

- (10) ボランティア活動の振興
- (11) 配食サービス事業
- (12) 日常生活自立支援事業
- (13) 一般介護予防事業（健康づくり）
- (14) 生活支援事業A
- (15) 生活支援事業B
- (16) 地域連携ネットワーク事業（中核機関の設立）
- (17) 施設管理事業
- (18) 介護予防支援事業（予防プラン）
- (19) 地域包括支援センター業務
- (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業